

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第79号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総合企画局の款政策推進室の項中

「

政策調整課	調査係長
政策企画課	

を

」

「

	庶務係長 調査係長 調整第一係 長 調整第二係長 京都創生係長 企画調査係長 企画第一係長 企画第二係長 計画調整係長
--	--

に改め、同款京都創生推進

」

室の項を削る。

第1条第1項の表総務局の款総務部の項中「企画係長 情報公開係長」を「訟務係長 情報公開係長 個人情報保護係長」に改める。

第1条第1項の表環境局の款循環型社会推進部の項中「減量推進係長 美化活動支援係長」を「減量企画係長 事業系廃棄物減量推進係長 事業系廃棄物減量指導係長」に、「業務推進係長」を「業務推進係長 減量活動支援係長 美化活動支援係長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款市民生活部の項中「総合庁舎整備係長 伏見区総

合庁舎整備係長」を「総合庁舎整備第一係長 総合庁舎整備第二係長」に、

地域づくり 推進課	地域振興係長 安全対策係長 市 民活動支援係長	を
--------------	----------------------------	---

地域づくり 推進課	地域振興係長 安全対策係長 市 民活動支援係長	に改める。
サービス事 業課	管理係長	

第1条第1項の表保健福祉局の款保健福祉部の項中「施設福祉係長 施設整備係長」を「施設福祉第一係長 施設福祉第二係長」に改め、同款生活福祉部の項中「収納係長 年金老人保健係長 審査係長」を「徴収対策係長 特定健診企画係長 特定健診運営係長 特定保健指導第一係長 特定保健指導第二係長 後期高齢者医療係長」に改め、同款長寿社会部の項中「長寿福祉係長」を「長寿福祉係長 生きがい支援係長 介護予防推進係長」に改め、同款保健衛生推進室の項を次のように改める。

保健衛生推 進室	保健医療課	企画係長 健康増進係長 母子保健 係長 食育推進係長 歯科保健係長 感染症予防第一係長 感染症予防 第二係長
	医務審査課	医務審査係長
	生活衛生課	管理係長 生活衛生係長 薬務係長 食品衛生第一係長 食品衛生第二 係長

第1条第1項の表都市計画局の款交通政策室の項中「交通政策室」を「歩くまち京都推進室」に改め、同款住宅室の項中「企画係長」を「企画係長 分譲マンション管理支援係長」に改める。

第1条第1項の表建設局の款土木管理部の項中「放置車両対策課」を「自転車政策課」に、「企画係長」を「調整係長 企画係長」に、「事業係長 指導係長 施設整備係長」を「基盤整備係長 撤去啓発係長 撤去指導係長」に改め、同款道路建設部の項中「計画第一係長 計画第二係長」を「道路計画係長 街路計画係長 道路環境計画係長」に改め、同款都市整備部の項中「区画整理課」を「市街地整備課」に、「事業換地係長 積算係長」を「積算係長 再開発施設管理係長」に、「拠点整備課」を「整備推進課」に、「事業係長」を「事業推進係長 計画換地第一係長 計画換地第二係長 工事係長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げるプロジェクトチームを編成し、同表の右欄に掲げる事務を担当させる。

未来まちづくり戦略策定プロジェクトチーム	マニフェストの実現をはじめとする政策と行財政改革を推進するための計画の策定に係る調査、研究及び原案の企画に関する事務
総務事務効率化プロジェクトチーム	総務事務の効率化等に向けた取組に係る調査、研究及び企画に関する事務
同和行政終結後の行政の在り方総点検プロジェクトチーム	同和行政終結後の行政施策の総点検及び抜本改革に向けた取組に係る調整及び原案の企画に関する事務

第1条第5項中「総合企画局京都創生推進室」を「総務局国際化推進室」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 総合企画局政策推進室に政策総務課長、政策調整課長、京都創生課長、政策企画課長及び計画調整課長、総務局監察室に監察課長、都市計画局歩くまち京都推進室に企

画課長，公共交通ネットワーク課長，計画推進課長及び交通施設計画課長を置く。

第1条第7項中「，総務局国際化推進室」を削り，同条第8項中「総合企画局京都創生推進室，同局地球温暖化対策室」を「総合企画局地球温暖化対策室」に，「都市計画局交通政策室」を「都市計画局歩くまち京都推進室」に改め，同条第10項中「又は保健政策監」を「，保健政策監又は交通政策監」に改め，同条第12項中「に担当課長又は課長補佐，」を「及び」に改める。

第2条中第27項を第28項とし，第16項から第26項までを1項ずつ繰り下げ，同条第15項中「企画課長及び計画推進課長」を「政策総務課長，政策調整課長，京都創生課長，政策企画課長，計画調整課長，企画課長，公共交通ネットワーク課長，計画推進課長及び交通施設計画課長」に改め，同項を同条第16項とし，同条中第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げ，第11項の次に次の1項を加える。

12 交通政策監は，上司の命を受け，交通体系に関する重要政策を統括する。

第3条第3項中「保育担当課長補佐」の右に「，事業担当課長補佐，用地担当課長補佐」を加え，「及び担当係長」を「，担当係長，事業担当係長及び用地担当係長」に改める。

第6条第2項ただし書中「企画部長又は」を削り，同条第3項本文中「企画課長及び計画推進課長」を「政策総務課長，政策調整課長，京都創生課長，政策企画課長，計画調整課長，監察課長，企画課長，公共交通ネットワーク課長，計画推進課長及び交通施設計画課長」に，「第6項」を「第7項」に改め，同項ただし書中「担当部長が」を「企画部長又は担当部長が」に改め，同条第5項中「，総合企画局京都創生推進室」を削り，「総務局監察室」の右に「，同局国際化推進室」を加える。

第7条政策推進室の款を次のように改める。

#### 政策推進室

- (1) 局の庶務に関すること。
- (2) 室の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

- (3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。
- (4) 市政の連絡に関すること。
- (5) 国の予算に係る要望に関すること。
- (6) 基本構想及び基本計画に関すること。
- (7) 本市の重要な事務事業の進行管理に関すること。
- (8) 国家戦略としての京都創生の実現に向けた取組に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (9) 市民参加の促進に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (10) 大学のまち京都その他の大学に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (11) 世界文化自由都市宣言の推進に係る連絡及び調整に関すること。
- (12) 都市の活力を高める政策に関する調査、研究及び企画に関すること。
- (13) 国土形成計画、近畿圏整備計画その他広域計画に係る連絡及び調整に関すること。
- (14) 国土利用計画法による市町村計画に関すること。
- (15) 広域連携に関する調査、研究、連絡及び調整に関すること。
- (16) 京都市長の資産等の公開に関する条例による事務に関すること。ただし、総務局の所管に属するものを除く。
- (17) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(以下「評価条例」という。)による事務の統轄に関すること。
- (18) 評価条例による政策の評価に関すること。
- (19) 評価条例による施策の評価に関する事務の統轄に関すること。
- (20) 評価条例第11条第1項に規定する委員会(政策及び施策の評価に関するものに限る。)及び行政評価調査会議に関すること。
- (21) 都市関係会議に関すること。
- (22) 都市経営戦略会議に関すること。

- (23) 市民参加推進会議に関すること。
- (24) 東京事務所に関すること。
- (25) 大学のまち交流センターに関すること。
- (26) 局内の他の室の主管に属しないこと。
- (27) 特命事項に関すること。

第7条市長公室の款秘書課の項第5号中「市長祝辞,」を削り、同款広報課の項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 市長祝辞等の作成の指導に関すること。

第7条京都創生推進室の款を削り、同条プロジェクト推進室の款中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを削り、第6号を第2号とする。

第8条総務部の款輸送課の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第10条環境企画部の款環境指導課の項第1号中「化製場等に関する法律,」及び「及び区役所」を削り、同項第5号中「及び区役所」を削り、同条循環型社会推進部の款循環企画課の項第3号中「推進」を「企画及び調整」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関すること。

第10条循環型社会推進部の款循環企画課の項第7号を削り、同項第8号中「及び美化推進等対策審議会」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同款まち美化推進課の項中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、第11号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (15) 美化推進等対策審議会に関すること。

第10条循環型社会推進部の款まち美化推進課の項中第10号を第13号とし、第7号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) ごみの減量化及び再資源化の推進に関すること。
- (9) 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例による事務に関すること。ただし、まち美化事務所の所管に属するものを除く。

第10条循環型社会推進部の款まち美化推進課の項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関する事務の統轄に関すること。

第10条循環型社会推進部の款廃棄物指導課の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、循環企画課の所管に属するものを除く。

第11条適正処理施設部の款施設管理課の項第4号中「及び埋立事業管理事務所」を「埋立事業管理事務所及び魚ア拉里サイクルセンター」に改める。

第11条市民生活部の款地域づくり推進課の項の次に次の1項を加える。

サービス事業課

- (1) 駐輪対策及び道路、公園、行政施設の清掃等の住民要望に対応した事業の実施に関すること。

第12条商工部の款経済企画課の項中第10号を第11号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 雇用対策の推進に係る施策の連絡及び調整に関すること。

第13条生活福祉部の款地域福祉課の項第3号及び第5号中「生活保護法」の右に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を加え、同課保険年金課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同課の次に次の1号を加える。

- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律による事務の統轄に関すること。

第13条生活福祉部の款保険年金課の項第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律による国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

- (8) 後期高齢者医療被保険者の健康診査に関すること。

第13条生活福祉部の款保険年金課の項中第9号から第14号までを削り、第15号を第9号とし、第16号を第10号とし、同項第17号中「及び国民年金」を「国民年金及び後期高齢者医療」に改め、同号を同項第11号とし、同条長寿社会部の款長寿福祉課の項第8号中「基幹型在宅介護支援センター運営事業」を「地域包括支援センター運営事業」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1項を加える。

- (13) 介護老人保健施設に関する事。ただし、保健福祉部の所管に属するものを除く。

第13条保健衛生推進室の款健康増進課の項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地域医療に関する事。ただし、医務審査課の所管に属するものを除く。

第13条保健衛生推進室の款健康増進課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (16) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務の統轄に関する事。

第13条保健衛生推進室の款健康増進課の項第17号から第24号までを次のように改める。

- (17) 感染症、トラホーム、寄生虫病等の予防に関する事務の統轄に関する事。

- (18) 予防接種に関する事。

- (19) 献血の促進に関する事務の統轄に関する事。

- (20) 保健師修学資金の貸与に関する事。

- (21) 移植医療等の普及及び啓発に関する事。

- (22) 健康づくりの研究等の助成に関する事。

- (23) 保健所運営協議会、医療施設審議会及び感染症診査協議会に関する事。ただし、区役所の所管に属するものを除く。

- (24) 京都市立病院及び衛生公害研究所に関する事。



第13条保健衛生推進室の款健康増進課の項に次の5号を加える。

- (25) 桃陽病院及び京都市立京北病院に関すること。
- (26) 看護短期大学に関すること。
- (27) 健康増進センター及び子ども保健医療相談・事故防止センターに関すること。
- (28) 健康づくり協会に関すること。
- (29) その他医療に関すること。

第13条保健衛生推進室の款健康増進課の項中「健康増進課」を「保健医療課」に改め、同款地域医療課の項を次のように改める。

#### 医務審査課

- (1) 医務関係法令に関する事務に関すること。
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務の統轄に関すること。
- (3) 国民健康保険法による診療報酬の審査並びに生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による診療報酬の審査及び決定に関すること。
- (4) 国民健康保険法、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による診療報酬の統計に関すること。
- (5) 国民健康保険法による保険給付に係る不正利得(保険給付及び医療の制限並びに保険医療機関等に係るものに限る。)の徴収に関すること。
- (6) 国民健康保険法による保険給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関すること。
- (7) 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の診療報酬に関する指導及び監督に関すること。
- (8) 学童う歯対策事業に係る診療報酬の審査及び決定並びに医療費の支給に関する

こと。

- (9) 休日及び時間外の緊急時における医療の確保に関すること。
- (10) 医療従事者の確保に関すること。
- (11) 急病診療所に関すること。
- (12) その他医務に関すること。

第13条保健衛生推進室の款生活衛生課の項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「興行場法」を「墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法」に、「及び公衆浴場法」を「公衆浴場法及び化製場等に関する法律」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 毒物及び劇物取締法及び薬事法による事務に関すること。ただし、区役所の所管に属するものを除く。

第13条保健衛生推進室の款生活衛生課の項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 臨床検査技師等に関する法律による事務に関すること。

第14条建築指導部の款建築審査課の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、建築監察課の所管に属するものを除く。

第14条建築指導部の款建築審査課の項第16号中「指導課」を「建築指導課」に改め、同款建築監察課の項に次の1号を加える。

- (2) 建築基準法による木造の住宅に関する完了検査及び中間検査に関すること。

第14条交通政策室の款中「交通政策室」を「歩くまち京都推進室」に改める。

第15条土木管理部の款放置車両対策課の項中「放置車両対策課」を「自転車政策課」に改め、同条道路建設部の款道路計画課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 道路及び里道の環境の整備に関する調査及び計画に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

第15条道路建設部の款道路環境整備課の項第1号中「調査、計画及び」を削り、同条都市整備部の款区画整理課の項第2号中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業等」に改め、同項第7号中「拠点整備課」を「整備推進課」に改め、同項第10号を削り、同項第11号中「、除却物件等」を「及び除却物件」に、「査定」を「査定等」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 京都駅南口地区市街地再開発事業、山科駅前地区市街地再開発事業及び太秦東部地区市街地再開発事業に係る事務に関する事。

第15条都市整備部の款区画整理課の項第12号及び第13号ただし書を削り、同号を同項第12号とし、同項中第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 市街地再開発審査会に関する事。

第15条都市整備部の款区画整理課の項中第20号を第24号とし、第19号を第18号とし、同号の次に次の5号を加える。

(19) 京都駅新幹線地下通路の管理に関する事。

(20) 八条通地下横断歩道、山科駅前地下道及び山科駅自転車等駐車場の維持管理に関する事。

(21) ラクト健康・文化館及び山科駅前駐車場に関する事。

(22) 二条駅地区の文化施設に関する事。

(23) 太秦東部地区の道路の維持管理に関する事。ただし、土木事務所の所管に属するものを除く。

第15条都市整備部の款区画整理課の項中「区画整理課」を「市街地整備課」に改め、同款拠点整備課の項を次のように改める。

#### 整備推進課

(1) 上鳥羽南部地区土地区画整理事業、竹田地区土地区画整理事業、洛北第二地区

土地区画整理事業，二条駅地区土地区画整理事業及び太秦東部地区土地区画整理事業の施行に関する事。ただし，市街地整備課の所管に属するものを除く。

- (2) その他土地区画整理事業の実施に関する事。ただし，施行地区内の工事が完了した後の土地区画整理事業に関するものに限る。
- (3) 工事の設計，施行，監督及び軽易な検査に関する事。
- (4) 工事に用いた材料等の現場検収に関する事。
- (5) 土地区画整理審議会に関する事。
- (6) 土地区画整理事業評価員に関する事。

#### 附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)